



この度はファースト・ハワイアン・バンクの住宅ローンをご検討頂き、誠にありがとうございます。
米国の非居住者である皆さま方向けのモーゲージ・ローンのお申し込みに必要な書類は以下の通りです。

- 1) 「First Hawaiian Bank お客さまの財務情報」フォーム
- 2) 購入物件売買契約書 (Sales Contract)
- 3) 直近 2 年分の源泉徴収票のコピーおよび確定申告をされている場合は個人確定申告書の全ページのコピー。(賃貸物件等の収入がある場合「不動産所得収入(青色申告書)の内訳」ページを含む。)
- 4) 直近 2 ヶ月分の給与明細書コピー
- 5) 自営業の方、またはお勤め先法人の発行済株式の 25%以上を所有されている場合、上述3)4)に加え、直近 2 年分の法人税申告書(別表 1 頁・4 頁目含)、決算書(貸借対照表、損益計算書)ならびに当該四半期または中間決算報告書のコピー。
- 6) 直近 2 ヶ月分の銀行通帳(表紙含む)、オンラインバンキング・ステートメント(銀行名・口座名義・口座番号・入金・出金がかかる箇所)、証券会社等の残高証明書(2ヵ月分)または月次明細書のコピー。
***これは手持ち流動資産の残高とその動き、住宅購入額の頭金の出所を証明頂くための書類です。
***直近 2 ヶ月内にその頭金以外の金融機関などから送金されている場合、過去の送金履歴をさかのぼって出所を証明して頂く必要があります。
- 7) お客さまの信用情報として以下 A~C より出来る限り多くの資料
 - A. 他の住宅ローンをお持ちの方は、金融機関発行の返済予定表と直近 12 か月分の返済履歴が確認出来る書類(銀行通帳等)のコピー
 - B. クレジットカード、自動車ローン、消費者ローン等をご利用の方は、直近 12 ヶ月分の月次明細書/請求書および返済履歴を証明出来る書類(銀行通帳等)のコピー
 - C. クレジットカード会社が発行する英語での信用状(各社のカスタマーサービスで入手可能)。
***お客さまがこれまで借入金をきちんと返済して来たことを証明するための書類です。
***上述以外の追加情報の提出をお願いすることもございます。信用情報が不足しますとローン審査に支障をきたす場合がありますので、出来る限り多くの情報をご提供ください。
- 8) 現存する全てのローン残高明細書(上述7で提出されている場合は不要)
 - クレジットカードは直近 2 ヶ月分の利用残高明細書のコピー
 - その他各種ローンは返済予定表とローン残高を証明出来る書類のコピー
- 9) 自宅、賃貸物件などの不動産を所有されている場合、固定資産税課税明細書・通知書ならびに火災・地震保険等の保険料明細書のコピー
- 10) パスポートのコピー

全ての日本語書類には必ず英文訳をご用意下さい。英訳はご自身やご友人による翻訳でも構いません。
ご要望に応じてハワイの翻訳業者をご紹介することも可能です(料金はお客様負担となります)。

必要書類は予告なく変更・追加されることがあります。
上記以外の情報、書類の追加提出をお願いすることもございますので予めご了承ください。